

朝日中学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日見直し

はじめに

高山市では、平成18年11月20日に児童代表や生徒会が中心となって「ストップ！いじめ宣言」が採択され、学校としても生徒の内発的喚起を促しながらいじめ問題に立ち向かってきた経緯がある。本校においても生徒および教職員、保護者、地域の方々においてもいじめ撲滅への願いは強く、「いじめは絶対に許さない」と捉えつつも「いつ、誰にでも起こり得ること」として広い視野でいじめと向き合い、いじめから逃げずに日々の教育活動を行っている。

ここに定める「朝日中学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) 定義

法：第2条

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 一定の人的関係・・・学校の内外を問わず、当該生徒が関わっている集団や組織内における人と人の関係

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、以下の認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

- ・「いじめは、人間として絶対に許されない」
- ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」
- ・「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」

(3) 学校としての構え

- ・学校は、生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、生徒のいのちを守る。
- ・全ての教職員の組織的な指導体制により、迅速かつ適切に対応する。
- ・保護者や学校運営協議会とも連携し、家庭や地域社会で見守る体制を構築する。
- ・「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、教育活動全体を通じて、どの子にも徹底する。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、どの子も大切にする生徒や教職員の意識や日常的な態度を醸成する。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

（いじめの解消とは、いじめに係る行為が少なくとも3か月止んでいること。被害者本人と保護者の確認の上で心身の苦痛を感じていないこと。以上2点を満たしている状態をいう。）

2 いじめの未然防止のための取組（自己有用感、信頼感を高める取り組み）

(1) 魅力ある学級・学校づくり（規範意識・主体性・自治力等を育成する指導 等）

- ・全ての生徒が大切な学級の一員であり、どの子も仲間と関わり、自己肯定感や自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、自他のよさや違いを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも適時いじめに係る問題を取り上げ、生徒自身いじめ問題について考える機会を大切にし、主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導し、いじめの訴えに対しては、教職員が全力で対応することを生徒に伝える。
- ・どの生徒も「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような生徒の本音に寄り添う教育相談に努める。

(2) 「わかる・できる授業」の推進

- ・全ての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感や学びの楽しさを味わえるよう、教科指導を充実する。
- ・「わからない」「できない」という生徒への支援を大切にし、自己肯定感をもたせる指導を大切にする。
- ・授業場面において、挙手している生徒への指名のみならず、挙手がない生徒への机間指導や意図的指名を通して、広くその思考を捉えながら授業を進める。
- ・学習グループによる活動においては、どの子にもねらいとする活動が保障されるよう留意する。

(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物との触れ合いや幅広い世代との交流、地域で活動する方との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実する。（郷土教育の充実）
- ・教育活動全体を通じて、命を大切にする心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」「問題解決力」を育む人権教育の充実を図り、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進める。
- ・「ぎふ いのちの教育」を推進するとともに、「SOSの出し方教育」と「SOSの受け止め方教育」も並行して推進する。
- ・新型コロナウイルス感染症等、感染者への差別や医療従事者への心ない言動等がないよう、正しい判断力を身に付けさせる指導を推進する。
- ・地域の方との交流や地域への貢献活動等を積極的に位置づけ、地域の方との心のふれあいを大切にし、達成感や貢献感を味わえるようにする。

(4) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・ 道徳の時間を要とした教育活動全体を通じて、以下の３点を留意した指導を充実する。
 - ① 生徒の自己有用感を高める
 - ② 共感的な人間関係を育成する
 - ③ 自己決定の場を与え自己の可能性を広げる支援をする

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・ スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、SNS等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等についての指導を一層充実する。
- ・ インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、生徒会が計画・運営する生徒間の話し合いや、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・ いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、チェックシートの活用、定期的なアンケート（記名式・無記名式）、ハイパーQ アンケートなどの実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。アンケート結果は、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員、管理職等が共有し、迅速なチェックとダブルチェックを徹底する。
- ・ 年間３回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」（「４ いじめ未然防止・対策委員会の設置」参照）で学校の状況等を確認し、対策を検討する。
- ・ 学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーや保健相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

(2) 教育相談の充実

- ・ 教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にした教育相談を進める。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から生徒理解に努める。
- ・ 問題発生時には、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談に当たる。
- ・ 生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

(3) 教職員の研修の充実

- ・ 年度当初の職員会や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止 これだけは！」「教育相談 これだけは！」といった各種啓発資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実する。
- ・ いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を丁寧に行う。その指導の中で、いじめた側の生徒にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる生徒自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。
- ・いじめの問題がこじれたりすることがないように、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築く。謝罪の気持ちを醸成する指導に努める。

(5) 関係機関等との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、日頃から市教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会、保護者代表等との情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める。特に、小学校、S Cとの連携を図り、未然防止を図るように努める。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

4 いじめ未然防止・対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。

学 校 職 員：校長、教頭、教務、生徒指導主事、学級担任、副担任、教育相談主任、養護教諭 等

学校職員以外：保護者代表、学校運営協議会、スクールカウンセラー、弁護士、医師、スクールソーシャルワーカー、民生児童委員、人権擁護委員 等

- ・学校運営協議会においてもいじめについての情報提供や話題作りを積極的に行い、地域全体としてもいじめに対して前向きに取り組む姿勢を促す。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

月	取組内容（例）	備考
4月	・職員研修会の実施（「方針」、前年度のいじめの実態と対応等） ・高山市いじめ問題対策協議会における取り組みを全職員で共有 ・学校運営協議会等で「方針」説明 ・PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」説明（保護者向けネットいじめ研修を含む） ・第1回「いじめ未然防止対策委員会」の実施（毎月の生徒理解研を含む）	方針の確認 ※校内関係者のみによる校内委員会は4月当初から随時実施
5月	・日常生活等に関するアンケート①（生活習慣・SNS・いじめ・体罰等生活全般）と教育相談の実施（アンケートをもとに担任との教育相談） ・教育相談の実施（SCとの個別面談：年1回）（1・3年 5, 6月） ・スマイルサポーターの取り組み（～3月）	
6月	・QUアンケート実施 ・生徒向けネットいじめ研修① ・小中学校合同の生徒理解研修会の実施	
7月	・第1回「教職員取組評価アンケート」（対策等の見直し） ・QUアンケート結果交流、分析 ・日常生活等に関するアンケート②と教育相談の実施 ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）	第1回県いじめ調査
8月	・職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（夏休み前の取組の評価）	夏季休業中の指導
9月	・学校だよりによる取組の見直し等の公表 ・高山市いじめ問題対策協議会での中間研究を全職員で共有	
10月	・職員研修会（いじめ防止対策の取組についての中間交流） ・学校運営協議会 ・「ストップ！いじめ宣言」強化月間 ・日常生活に関するアンケート等③ ・QUアンケート実施 ・SOSの出し方・受け止め方教育	
11月	・教育相談の実施（アンケートをもとに担任との教育相談） ・「ひびきあい集会」に向けた取組 ・生徒向けネットいじめ研修② ・教育相談の実施（SCとの個別面談：年1回） ・QUアンケート結果交流、分析	
12月	・「ひびきあい集会」 ・第2回「教職員の取組評価アンケート」（次年度に向けて） ・校内「いじめ未然防止・対策委員会」の実施（いじめ防止対策の取組についての中間交流）	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・日常生活に関するアンケート④と教育相談の実施 ・職員会（冬休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り） ・教職員による次年度の取組計画 ・心の授業の実施	

2月	・第2回「いじめ未然防止対策委員会」の実施（毎月の生徒理解研を含む） ・学校運営協議会	
3月	・第3回「教職員の取組評価アンケート」（1年間の評価） ・学校だより等による次年度の取組等の説明	第3回県いじめ調査（兼：国の調査）次年度への引き継ぎ

6 いじめ問題発生時の対応

(1)いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ未然防止対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意する。さらに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組と見届けを行う。

【対応の流れ】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧に確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤ いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（市教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
※いじめと認知した事案についてはすべて市教育委員会に報告する。
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

注）番号は対応順序ではない。適宜多方面に向けて対応する。

(2)「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- ・市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ・当該重大事態と同種の事態発生防止に向けて、市教育委員会の指導の下に、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、市教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ① いじめの早期発見の取組に関すること
 - ② いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。